

国の森林環境税（仮称）等について

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

<基本的な枠組み>

- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

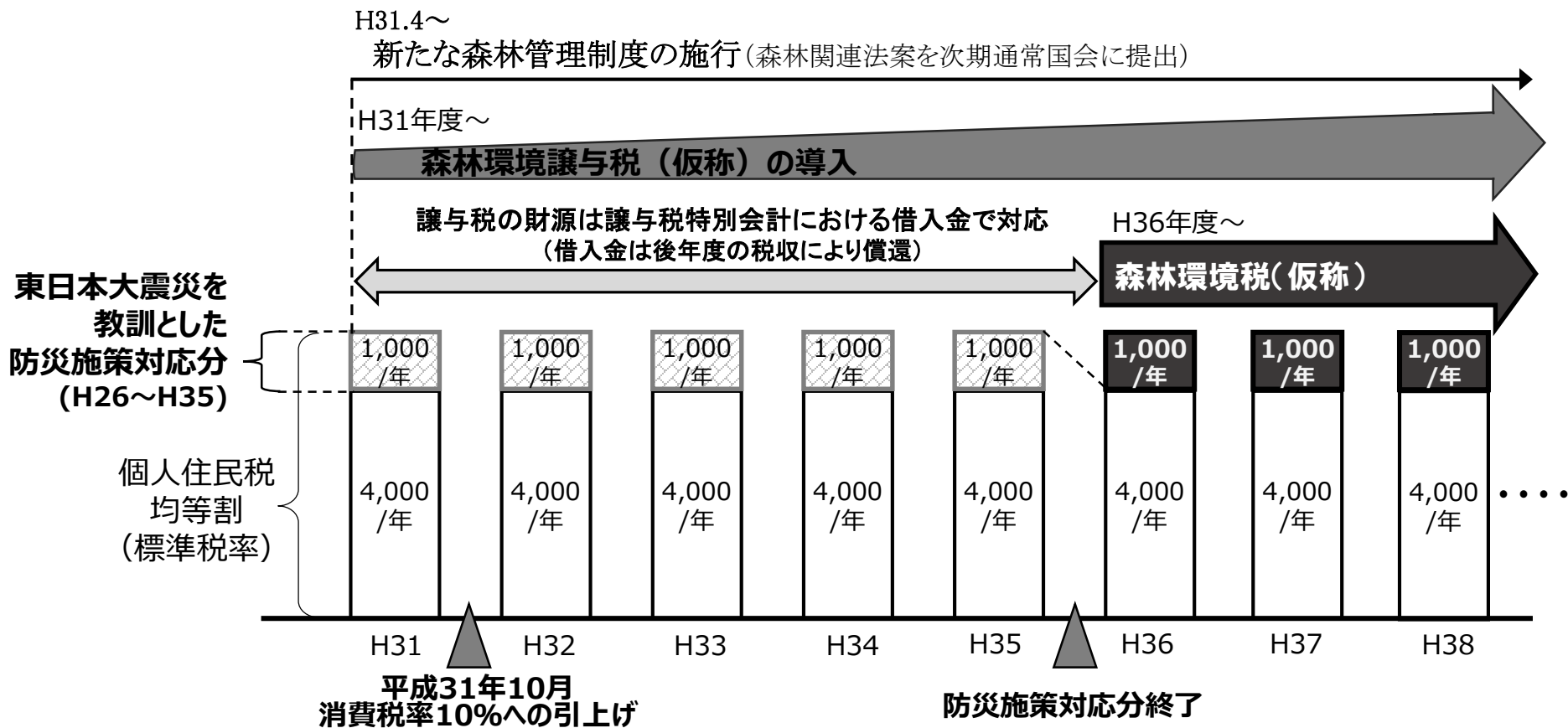
<時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)のフレーム

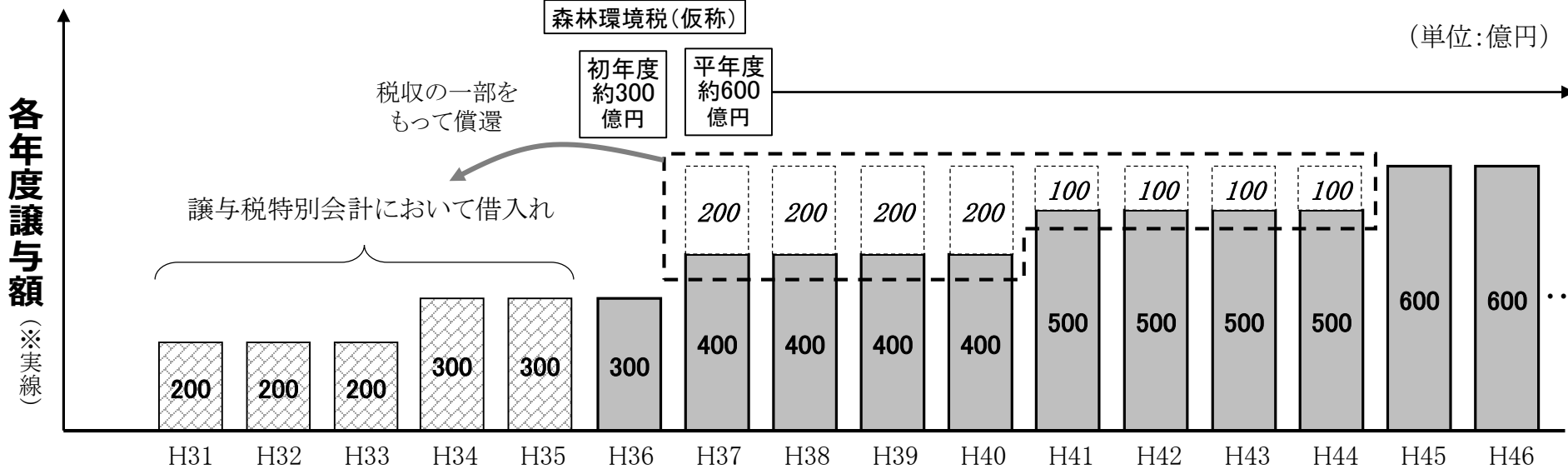
- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

※次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12				90 : 10	
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分
- 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を經由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

森林環境譲与税(仮称)の譲与額【試算】

平成31年度(2019年度)

全国	200億円
----	-------

	譲与額(万円)
延岡市	5,300
宮崎市	4,400
美郷町	4,200
椎葉村	4,000
都城市	3,300
日南市	3,100
日向市	2,700
諸塚村	2,500
小林市	2,000
五ヶ瀬町	1,900
串間市	1,800
日之影町	1,700
西都市	1,700
高千穂町	1,600
西米良村	1,300
えびの市	1,000
門川町	800
三股町	700
国富町	500
木城町	400
高原町	300
綾町	300
川南町	300
高鍋町	200
新富町	200
都農町	200
市町村計	46,300

宮崎県	11,600
-----	--------

宮崎県全体	57,900
-------	--------

平成45年度(2033年度)

全国	600億円
----	-------

	譲与額(万円)
延岡市	17,900
宮崎市	14,700
美郷町	14,200
椎葉村	13,600
都城市	11,200
日南市	10,300
日向市	9,200
諸塚村	8,500
小林市	6,600
五ヶ瀬町	6,300
串間市	6,200
日之影町	5,800
西都市	5,700
高千穂町	5,200
西米良村	4,400
えびの市	3,200
門川町	2,600
三股町	2,500
国富町	1,700
木城町	1,200
高原町	1,100
綾町	1,100
川南町	900
高鍋町	700
新富町	700
都農町	700
市町村計	156,300

宮崎県	17,400
-----	--------

宮崎県全体	173,700
-------	---------



※譲与基準

- 50% : 私有林人工林面積(※林野率による補正)
- 20% : 林業就業者数
- 30% : 人口

※100万円以下は四捨五入。

計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

平成36年度から施行

国

平成31年度から施行

交付税及び譲与税配付金特別会計

都道府県

市町村

個人住民税 均等割	国税	森林環境税(仮称) 1,000円/年 (賦課徴収は市町村が行う)
		道府県民税 1,000円/年
		市町村民税 3,000円/年

注：一部の団体においては超過課税が実施されている。

賦課決定

納税義務者

約6,200万人

森林環境譲与税(仮称)

私有林人工林面積、林業就業者数、人口により按分

都道府県

● 市町村の支援等

インターネットの利用等
により用途を公表

市町村

- 間伐 (境界画定、路網の整備等を含む)
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進、普及啓発 等

インターネットの利用等
により用途を公表

公益的機能の発揮

地球温暖化
防止機能

災害防止・
国土保全機能

水源涵養機能

等

• §y/, v d-→h

• §y/, v d-→h
